

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県高田土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和四年一月十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量数値図化）
- 二 測量の地域 御所市鴨神ほか
- 三 測量の期間 令和三年十二月二十三日から令和四年三月二十五日まで